

## いちい信用金庫ファーム（ホーム）バンク利用規定

### 1. ファーム（ホーム）バンク

(1) ファーム（ホーム）バンク（以下「本サービス」といいます。）は、契約者ご本人（以下「依頼人」といいます。）の占有管理する端末機による依頼にもとづき、次の取引・照会を行う場合に利用できるものとします。

- ① あらかじめ指定した依頼人名義の預金口座（当座貸越口座を含む。以下「支払指定口座」という。）より、ご指定金額を引落しのうえ、あらかじめ依頼人が指定した当金庫本支店あるいは当金庫以外の金融機関の預金口座（当座貸越口座を含む。以下「入金指定口座」という。）へ入金する場合。
- ② 本サービスのご利用口座として届出の依頼人名義預金口座につき所定の照会を行う場合。
- ③ 総合振込明細、給与振込明細、賞与振込明細、口座振替依頼明細、口座振替結果明細等のデータ伝送を行う場合。

(2) 本サービスで利用できる端末機は次のとおりとします。

- ① プッシュホン式電話
- ② キャプテン端末
- ③ パーソナルコンピューター（以下「パソコン」といいます。）
- ④ ホームユース端末

(3) 入金指定口座への入金は、次の各号の方法で取扱います。

- ① 入金指定口座が支払指定口座と同一店舗内でかつ同一名義の場合は、「振替」として取扱います。
- ② 入金指定口座が支払指定口座と異なる名義の場合、または、同一名義でも双方が当金庫の異なる本支店にある場合、もしくは、入金指定口座が当金庫以外の金融機関にある場合は「振込」として取扱います。

(4) 第2項各号に掲げる端末機等により、振替もしくは振込の依頼内容を送信するときは、次により取扱うものとします。

- ① プッシュホン式電話による依頼は、当金庫が定めた番号あてに依頼人が占有管理する電話（プッシュホン）を使用して送信してください。
- ② キャプテン端末による依頼は、依頼人があらかじめ当金庫に届出た電話番号のキャプテン端末を使用して送信してください。
- ③ パソコンによる依頼は、依頼人が占有管理するパソコンを使用して送信してください。
- ④ ホームユース端末による依頼は、依頼人があらかじめ当金庫に届出た電話番号のホームユース端末を使用して送信してください。

### 2. 利用申込

- (1) 本サービスの利用を申込みされるお客様（以下「利用申込者」といいます。）は、本規定およびその他関連諸規定の内容をご了承のうえ、「ファーム（ホーム）バンク申込書」（以下「申込書」といいます。）に必要事項を記載して当金庫に提出するものとします。
- (2) 当金庫が「申込書」に押印された印影と、届出の印鑑とを相当の注意をもって照合し、相違ないものとして認めて取り扱ったうえは、「申込書」に偽造、変造その他記載事項の誤り、相違等があっても、そのために生じた損害については、当金庫の責めに帰すべき事由がある場合を除き、当金庫は責任を負いません。
- (3) 利用申込者は、ご契約先の安全確保のために当金庫が採用しているセキュリティ措置、本規定に示した暗証番号等の盗用・不正使用・誤使用などによるリスク発生の可能性および本利用規定の内容について了解したうえで、自らの判断と責任において、本サービスを利用するものとします。

### 3. 契約の成立

本サービスの利用に関するお客様と当金庫との間の契約（以下「本契約」といいます。）は、当金庫所定の方法によるお客様の申込みに基づき、当金庫が申込みを適当と判断し、承諾した場合に成立するものとします。

### 4. 振込または振替の受付等

- (1) 本サービスにより振込または振替を依頼する場合は、当金庫の定める方法および操作手順にもとづいて、所定の内容を第1条第2項各号に掲げる端末機等により操作してください。
- (2) 当金庫は端末種別毎に次の要件が満たされているときは、送信者を依頼人とみなします。
  - ① 電話（プッシュホン）の場合は、当金庫で受信した暗証番号、支払指定口座番号および登録番号が、届出の暗証番号、支払指定口座番号および登録番号と一致していること。
  - ② キャプテン端末の場合は、上記①に加え当金庫で受信したキャプテン端末の電話番号が、あらかじめ届出されたキャプテン端末の電話番号と一致していること。
  - ③ パソコンの場合は、当金庫で受信した承認暗証番号・可変暗証番号、支払指定口座番号および登録番号が、届出の承認暗証番号・可変暗証番号、支払指定口座番号および登録番号と一致していること。
  - ④ ホームユース端末の場合は、上記①に加え、当金庫で受信したホームユース端末の電話番号が、あらかじめ届出されたホームユース端末の電話番号と一致していること。
- (3) ご依頼の内容については、当金庫が振込・振替に係る意思確認コードを受信した時点で確定するものとします。
- (4) ご依頼の内容が確定した場合、当金庫は、振込指定日または振替指定日に、支払指定口座から振込金額または振替金額と、第7条第2項の手数料との合計額を引落しのうえ、

当金庫所定の方法で振込または振替の手続をいたします。

- (5) 支払い指定口座からの資金の引落は、普通預金規定（総合口座取引規定を含む。）、カードローン契約規定、当座勘定規定、当座貸越契約規定、または当座勘定貸越約定書にかかわらず、通帳・カードおよび払戻請求書または小切手の提出は不要とし、当金庫所定の方法により取扱います。
- (6) この取扱いによる1回あたりの振込金額または振替金額の限度は、当金庫が定める金額の範囲内において、依頼人があらかじめ指定した金額の範囲内とします。また、本サービスの利用時間は、当金庫が別に定めた時間内とします。
- (7) 以下の各号に該当する場合、本サービスのお取扱いはできません。
  - ① 振込指定日または振替指定日に、振込金額または振替金額と第7条第2項の手数料との合計額が支払指定口座より払戻することができる金額（当座貸越を利用できる範囲内の金額を含みます。）をこえるとき。
  - ② 支払指定口座または入金指定口座が解約済みのとき。
  - ③ 依頼人から支払指定口座または入金指定口座に対して、支払停止または入金停止の届出があり、それにもとづき当金庫が所定の手続を行ったとき。
  - ④ 差押等やむを得ない事情があり、当金庫が支払を不相当と認めたとき。
- (8) 振替取引において、入金指定口座への入金ができない場合には、振替金額を当金庫所定の方法により、当該取引の支払指定口座へ戻し入れます。なお、振込取引において、入金指定口座への入金ができない場合には、組戻手続により処理します。

## 5. 照会の受付等

- (1) 本サービスにより照会を行う場合は、前条第1項に準じ送信操作をしてください。
- (2) 当金庫は前条第2項に準じ送信者を依頼人とみなし、応答いたします。
- (3) すでに応答した内容について、訂正依頼、その他相応の事由がある場合には、依頼人に通知することなく、変更または取消する場合があります。

## 6. データ伝送の受付等

- (1) 本サービスによりデータを伝送する場合は、当金庫との間で別に締結する総合振込、給与振込、口座振替に関する契約書及びデータ伝送に関する協定書の定めにしたがうものとします。
- (2) 当金庫が受信したセンター確認コード、暗証番号およびファイルアクセスキーが、届出のセンター確認コード、暗証番号およびファイルアクセスキーと一致した場合は、当金庫は送信者を正当な依頼人とみなして応答およびデータの受付を行います。

## 7. 手数料等

- (1) 本サービスの利用期間中は、毎月、別にお知らせした基本手数料を支払って下さい。基本手数料は当金庫所定の振替日に指定預金口座より自動的に引落します。

- (2) 本サービスにより、振込をする場合は、別にお知らせした手数料を支払って下さい。
- (3) 第4条第8項により「組戻し」の取扱をした場合は、別にお知らせした組戻手数料を支払って下さい。

## 8. サービス利用時間

本サービスの利用時間は、当金庫が別に定めた時間内とします。

## 9. 取引内容の確認

- (1) この取扱いによる取引後は、すみやかに普通預金通帳等への記帳または当座勘定照合表等により取引内容を照合してください。  
万一、取引内容、残高に相違がある場合は、直ちにその旨をお取引店にご連絡ください。
- (2) 取引内容、残高に相違がある場合において、依頼人と当金庫との間で疑義が生じたときは当金庫の機械記録の内容をもって処理させていただきます。

## 10. 免責事項

- (1) 当金庫の責によらない通信機器、回線およびコンピューター等の障害ならびに電話の不通により、取扱いが遅延したり不能となった場合、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。なお、当金庫が振込、振替内容確認画面の最終コードを受信する前に回線等の障害により取扱いが中断したと判断される場合、障害回復後に取扱内容をお取引店にご確認ください。
- (2) 本サービスによる振込または振替依頼の受付時に、第4条第2項各号の一致を確認して取扱いましたうえは、暗証番号等につき不正使用その他の事故があっても、そのために生じた損害については当金庫は責任を負いません。
- (3) 本サービスによるデータ伝送の受付時に、第6条第2項の一致を確認して取扱いしましたうえは、暗証番号等につき不正使用その他の事故があっても、そのために生じた損害については当金庫は責任を負いません。

## 11. 守秘事項

当金庫が端末のソフトウェアを提供した場合、当金庫の許可なく第三者に開示または漏洩することはできません。

なお、当金庫が提供した端末のソフトウェアは本サービスの解約時に返却してください。

## 12. 届出事項の変更等

暗証番号、入金・支払指定口座等届出内容に変更がある場合には、当金庫所定の書面によりお取引店に直ちにお届けください。この届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

### 13. 解約

本契約は、当事者の一方の都合でいつでも解約することができます。ただし、当金庫に対する解約の通知は当金庫所定の書面によるものとします。

また、一年以上にわたり、本契約による振込、振替およびデータ伝送が発生しない場合、当金庫はあらかじめ書面で通知のうえその取扱いを中止することがありますので、ご了承ください。

### 14. お届印

- (1) 本サービスにかかる届出事項の変更、解約等には、あらかじめお届けのお申込み印およびご利用口座のお届印を使用してください。
- (2) 当金庫は諸届その他の書類に使用された印影を相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき、偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

### 15. 規定の準用

- (1) この規定に定めのない事項については、関係する預金規定、総合口座取引規定および当座勘定取引規定により取扱います。
- (2) 振込取引に関する振込通知の発信後の取扱いでこの規定に定めのない事項については、振込規定を準用します。

### 16. 規定の変更等

- (1) この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法第548条の4の規定に基づき変更するものとします。
- (2) 前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨および変更後の規定の内容ならびにその効力発生時期を、インターネットまたはその他相当の方法で公表することにより、効力発生時期が到来するまでに周知します。

### 17. 契約期間

本契約の当初契約期間は契約日から起算して1年間とし、依頼人または当金庫から特に申出のない限り、契約期間満了日の翌日から1年間継続されるものとします。継続後も同様とします。

以上  
(令和2年4月1日現在)